

未来



全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙「みらい」
NO. 4321
23年1月31日(火)
Tel・Fax 095-828-1953
文責 支部書記長

自治体非正規社員 ボーナス拡充

おはようございます。
総務省は自治体で働く
単年度契約の非正規社員
(会計年度任用職員)の
ボーナスを拡充する方針
を固めました。公務員の
ボーナスは期末手当と勤
奨手当で構成されていま
すが、会計年度任用職員
には期末手当しか支給さ
れていません。正規社員
や国の非正規社員と同じ
く両方を支給できるよう
にするため地方自治体法
案を通常国会に提出し、
早ければ2024年度か
ら適用する方針を明らか
にしました。

合が待遇差に該当するか
ガイドラインも示されて
いるので、納得できなけ
れば事業主に対して待遇
差の内容や理由などの説
明を求めることが出来ま
す。しかし、自治体で働
く非正規社員を含め、公
務の職場はこの法律の適
用外となっていて、待遇
差については争うことも
できません。



会計年度任用職員につ
いて、支部も加盟してい
る長崎県労連によると、
今年度の人勧とそれを受
けた確定交渉で、正規職
員には、期末手当2.4
0月、勤奨手当2.00
月が支給されることにな
りましたが、会計年度任
用職員には期末手当分し
か支給されません。しか
も、ここ数年のボーナス
の改定は、増額する場合
は勤奨手当の月数を増や
し、減額する場合は期末
手当の月数を減らす形で
実施されてきたので、会
計年度任用職員のボナ

スは減ることはあっても
増えることがないという
状況でした。

この問題について、長
崎県の公務共闘も人事委
員会に対して、不平等な
扱いを是正すべきだと、
春闘及び人勧前の交渉で
繰り返し要求しています。
自治労連が全国的に行つ
た「会計年度任用職員対
象のアンケート」活動と
それを受けた要請行動で
も、正規職員と同様に勤
奨手当を支給することを
要求しています。

今回の非正規社員のボ
ーナス拡充はこうした運
動の成果と言え、総務省
も動かざるを得なくなつ
たといえるのではないかと
思います。



手当の水準は各自治体
が決めることとなります
が、正規社員と同程度に
支給されることになれば、
大幅な収入のアップが見
込まれ、格差是正にも繫
がります。

郵政の職場では、非正
規社員にもボーナスは支
給されていますが、正社
員と比べると約3割にす
ぎません。郵政労契法2
0条裁判では、扶養手当
や病気休暇など、手当や
休暇は勝利判決を勝ち取
りましたが、ボーナスに
関しては不合理ではない
とのことで請求は認めら
れませんでした。

自治体で働く非正規社
員のボーナスが拡充され
れば、民間企業にも波及
効果があります。今後の
動向を注視しながら郵政
の職場でも格差是正に取
り組んで行きます。

今回も曖昧な指示

1月24日から25日
にかけて「10年に1度」
と言われる、この冬一番
の寒気が流れ込みました
が、今回もまた会社から
の業務・出勤指示は曖昧
で、社員は判断に迷う事
になりました。

1月24日の業務指示
は「危険を感じたら配達
をしないよう、安全最優
先で業務にあたるよう
に」との指示だけで、具

体的な帰局時間などの指
示はありませんでした。
その結果とは言いませ
んが、夜勤者がバイクで配
達中に暴風でガードレ
ルに激突したり、転倒し
たりした、との話も聞い
ています。

1月25日の出勤に関
しては「最善の努力をす
るように」との指示。雪
の日に限らず、台風時に
もこのような指示をよく
聞きますが、はっきりし
た指示はできないのでし
ょうか？



この日、路面バスの運
行見合わせで、出勤手段
がない社員の出勤方法は
徒歩やタクシーなどまち
まちでした。その一方、
「バスが運行していな
いので出勤できない」とい
う社員も数名いました。
曖昧な指示では社員は
判断に迷います。「必ず出
勤するように」又は「公
共交通機関がない場合は
特別休暇」どちらかにす
るべきではないでしょ
うか？



仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。
期間雇用社員の希望者全員が正社員化を。
ゆげが、均等待遇、なげん差別。ユニオンは労契法裁判に勝利を！